

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月10日

住 所 沖縄県石垣市字白保1960番地104

事業者名 石垣空港ターミナル株式会社

代表者名 代表取締役社長 大瀨 達也
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が管理する石垣空港旅客ターミナル施設は、移動等円滑化基準に適合しているが、国内線施設の旅客搭乗橋（PBB）については、更新時期に合わせてトンネル間の段差を軽減または解消させた搭乗橋に入れ替えることを計画している。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①WEBサイト情報の充実化（ニーズの高いフライト情報やバリアフリー情報、施設・設備情報）をはかる。 ②前年度実施予定であったUD診断がコロナ感染拡大の影響で今年度に延期となった。UD診断をとおして見えてくる課題を整理しその解決方法を検討していく。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋	国内線は更新時期にトンネル間の段差を軽減または解消させた旅客搭乗橋に入れ替える。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
関係機関との意思疎通	保安検査場の通路、旅客搭乗橋及び改札口については現在全ての基準を満たしているが、新たに設備を設ける場合は当該基準の遵守について関係機関と意思疎通をはかり、基準に適合するよう継続して努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内板やサインの充実	不足している案内サインの設置や施設内で使用するピクトグラムを統一する。
バリアフリー対応交通事業者に関する情報の提供	二次交通のバリアフリー対応状況や対応交通事業者の連絡先をまとめた資料を総合案内所に配備する。また、ウェブサイト上にバリアフリー対応交通事業者に関する情報を掲載し、利用者が旅行前の段階で情報を入手できる環境を整備する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
交通情報の事前提供	ウェブサイトにおいて、運航状況の確認が可能な航空便の発着時刻表やバス等の二次交通事業者の運行路線や時刻表へのリンクを掲載し、空港での乗り換えに必要な情報を旅行前の段階で入手できるようにする。
バリアフリー対応の設備や動線の周知	到着、出発の移動に対する不安を解消するため、バリアフリーに対応した設備や動線の案内に特化した館内図をウェブサイトで公開する。
ウェブアクセシビリティの改善	新たに更新及び追加したページにおけるウェブアクセシビリティの適合状況の検証を実施するとともに、掲載情報の構成や閲覧操作性の改良に努め、ウェブアクセシビリティの向上を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	社員の入・退社や制度見直しなども想定されるため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」の読み合わせ等、教育を継続する。
自衛消防訓練における要介助者への対応訓練	毎年実施している自衛消防訓練において、車いす介助者への対応訓練を継続して実施する。また、今年度は視覚障害や聴覚障害など様々な障害をもった単身旅客など具体的な場面設定を行った訓練の実施を検討する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報ポスターの継続掲示	多目的トイレや館内各所に掲示している広報用ポスターによる広報活動を継続し、一般の方に対し理解・協力をお願いする。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>前年度から継続して、案内カウンターやウェブサイトを通して寄せられた高齢者・障害当事者等の意見を検討し、より利用しやすい施設を目指す。</p>

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
国内線旅客ターミナルビル	バリアフリー対応交通事業者に関する情報の提供の追加。 交通情報の事前提供の追加。	事前に情報を入手できるようにすることで、利用者の不安解消と移動手段の円滑な手配を図るため。 利用者の空港での円滑な乗り換えを図るため。

V 計画書の公表方法

- ・当社ウェブサイトに掲載。

VI その他計画に関連する事項

- ・特筆事項なし。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。